

提言書「多様化する青少年のインターネット利用のための環境整備」概要

【現 状】(P 3 ~ 2 1)

1 利用環境の変化	2 利用実態	3 利用に伴うトラブル等	4 保護者の認識
(1) 端末機器の多様化 (スマートフォン・ゲーム機・携帯音楽プレーヤー等) (2) スマートフォンを所有する青少年の増加 (3) 無線LAN利用の一般化 (4) フィルタリングの複雑化	(1) ソーシャルメディアの利用拡大 (LINE・Twitter・Facebook・mixi等) (2) 「LINE」が友だちとのコミュニケーションツール (3) インターネット利用の低年齢化 (4) インターネット利用の長時間化	(1) コミュニケーショントラブル(ネットいじめ等) (2) インターネットの長時間利用による日常生活等への影響 (3) 高額請求 (4) 不適切利用 (5) 違法行為 (6) 福祉犯被害 (7) 架空請求 (8) 児童ポルノ製造など	(1) 子どものインターネット利用に注意を払っている (2) 子どものインターネット利用に関する心配事は多い (3) 青少年の利用実態と保護者の認識にギャップ (4) 乳幼児のころからスマートフォンに接触 4 環境としての大人のモラル・マナー (5) 歩きスマホなど大人のモラル・マナーの低下

【課 題】(P 3 7 ~ 3 9)

<p>1 利用環境について</p> <p>(1) 端末機器の多様化 青少年に機器を持たせる前に、何のために必要なのか、どのように使うのか、目的やルールを家庭で話し合うことが重要</p> <p>(2) スマートフォンの青少年への普及 フィルタリングの設定や使用制限機能の活用のほか、インターネットを適切に活用する能力の習得に向けて、段階的にインターネットを利用させていくことが必要</p> <p>(3) 無線LAN利用の一般化 こまめに利用状況を確認することや、フィルタリングの設定や家庭でのルールの設定など保護者管理をしていくことが必要</p> <p>(4) フィルタリングの伸び悩み フィルタリングについて正しく理解してもらうために、保護者へわかりやすく情報の提供をしていくことが必要</p> <hr/> <p>2 利用実態について</p> <p>(1) ソーシャルメディアの利用拡大 情報モラル・リテラシー力を十分に向上させることが必要 ソーシャルメディア利用における注意を促すためのガイドラインを青少年が主体となり策定することが重要</p> <p>(2) インターネット利用の低年齢化 何のために必要なのか、どのように使うのか、目的やルールを家庭で話し合うなど持たせ始めが肝心である</p> <p>(3) インターネットの長時間利用による日常生活等への影響 保護者や青少年への注意喚起や相談窓口等の情報を提供することが必要 保護者の理解や見守りが必要 青少年自身に気付いてもらうためのきっかけを作ることや友だちとのルールを作ることが重要</p> <hr/> <p>3 利用に伴うトラブル等について</p> <p>保護者をはじめ大人が予防法や対処法を知り、青少年へ伝えていくことが必要</p> <hr/> <p>4 保護者の認識について</p> <p>(1) 保護者に対する普及啓発 あらゆる機会を利用して、最新の情報をできる限り多くの保護者へ届けることが必要 育児の中での活用の在り方に係る情報発信も必要</p> <p>4 環境としての大人のモラル・マナーについて</p> <p>(2) 大人のモラル・マナーの低下 公共の場でのメディア機器との関わりについて、改めて考える機会を提供することが重要 社会全体で取り組んでいくことが必要</p>	<p>【提 言】(P 4 0 , 4 1)</p> <p style="text-align: center;">青少年がインターネットを適切に活用する能力を習得させる取組が必要 青少年がインターネットを利用して青少年有害情報を閲覧する機会をできるだけ少なくする取組が必要</p> <p>1 情報モラル・リテラシー力の向上を推進すること</p> <p>(1) インターネットに接続できる多様機器があることを保護者が十分に認識し、青少年に必要な機器であるかどうかを十分検討できるように情報を提供すること</p> <p>(2) 青少年の発達段階に応じてインターネットをできるように保護者へ啓発すること</p> <p>(3) 家庭のルールを作ることなど保護者による家庭での見守りを促進させること</p> <p>(4) 青少年や保護者がインターネットの特性や危険性などを学ぶ機会を積極的に提供すること</p> <p>(5) 青少年自身がインターネット利用の社会的ルールやマナーなどを考えさせるきっかけを作るための場を具体的かつ積極的に提供すること</p> <hr/> <p>2 フィルタリングの利用を促進すること</p> <p>(1) 有害情報から青少年を守るフィルタリングに対する保護者の理解を深めること</p> <p>(2) 青少年の発達段階に合わせて、カスタマイズ等を活用し、きめ細かくフィルタリングを設定することを促進させること</p> <hr/> <p>3 販売事業者への働きかけをすること</p> <p>(1) 販売事業者が青少年保護に関する情報を確実に保護者へ提供させるよう働きかけること</p> <p>(2) 端末機器の販売事業者の青少年保護に関する積極的な取り組みが推進されるよう、ネットワークづくりなどの環境を整備運用すること</p> <hr/> <p>4 青少年を取り巻く関係者へ情報を提供すること</p> <p>(1) 青少年を取り巻く関係者が青少年のインターネット利用に関する問題状況を的確に情報共有できるように、情報提供に努めること</p> <p>(2) トラブル等が発生した場合の相談窓口についての広報に努めること</p> <p>(3) 関連団体との会議等を定期的開催し、青少年のインターネット利用に関する問題状況を把握すること</p> <hr/> <p>5 県民のモラル・マナー向上を図る県民運動を実施すること</p> <p>(1) 社会全体がメディアやインターネットとの関わりについて意識できるように、県民に向けて働きかけをしていくこと</p> <hr/> <p>6 青少年のインターネット利用環境の整備に対する取り組みをすること</p> <p>(1) 取り組みの現状について、年1回取り纏め、青少年を取り巻く関係者をはじめ、広く県民に公表すること</p> <p>(2) 青少年のインターネット利用環境等の実態を踏まえ、必要に応じて条例を含む適切な対応を検討すること</p>
--	---